

この事業は、競輪の補助を受けて実施しています。

競輪の補助事業



令和6年度 国民スポーツ大会北海道ブロック予選会
兼 北海道体育大会ハンドボール競技会

【 開 催 要 項 】

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 主 催 | 公益財団法人日本スポーツ協会 公益財団法人北海道スポーツ協会
北海道ハンドボール協会 |
| 2 | 主 管 | 函館ハンドボール協会 |
| 3 | 後 援 | スポーツ庁 北海道 函館市 函館市教育委員会 函館市スポーツ協会 |
| 4 | 期 日 | 令和6年8月16日（金）～18日（日） |
| 5 | 会 場 | 函館アリーナ
〒042-0932 北海道函館市湯川町1丁目32-2（Tel.0138-57-3141） |
| 6 | 種 別 | 成年男子 成年女子 少年男子 少年女子 |
| 7 | 参加資格 | (1) 日本国籍を有する者。
(2) 前回の国民体育大会（地区予選を含む）に他府県を代表して参加したものは、出場できない。ただし、新卒者は除く。
* 「成年種別」
イ 男女の所属は、現住所、勤務地またはふるさと（別記1）のいずれかが属するものから選択できる。
ロ （公財）日本ハンドボール協会に、一般A・大学生として登録した役員・選手に限る。
* 「少年種別」
イ 平成18年4月2日以降に生まれた者で、その所属は居住地を示す現住所・勤務地・学校所在地のいずれか1ヶ所とする。
ロ （公財）日本ハンドボール協会に登録した役員・選手に限る。
(3) 「成年・少年」に出場しようとする役員・選手は、「国体一時登録」をしなければならない。また、「国体一時登録」する役員・選手の人数制限はない。
* 「チーム編成」
イ すべての種別のチーム編成は、単一または2チーム以上の混成にしてもよい。
ロ 監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認資格取得者または、令和6年度資格申請中の者であること。 |
| 8 | 競技規則 | 令和6年度（公財）日本ハンドボール協会競技規則による。
使用球は、（公財）日本ハンドボール協会検定球とする。 |

- 9 競技方法 (1) トーナメント方法とする。
(2) 競技時間は、前半25分 休憩10分 後半25分とする。
ただし決勝は、前半30分 休憩10分 後半30分とする。
(3) 時間内に勝敗が決しない場合
決勝は、第2延長まで行う。決勝以外は第1延長のみ行う。
延長終了後、同点の場合は7mtc(5人)を行う。
- 10 チーム編成 1チーム 役員は4名以内 選手は12名以内
- 11 参加料 1チーム 30,000円+ (役員・選手人数×3,000円)
(参加料) (保険料)
- 12 宿泊 (株)オールイントラベルにて斡旋しますので、各チームでお申し込み
ください。
- 13 申込方法 申し込みは、各支部単位で行うこと。
①「令和6年度国スポ予選申し込みに関して」の記載事項を確認して手
続きをすること。
- 【 主管協会 (函館) 】
〒042-0942 北海道函館市柏木町 1-34 函館大学付属柏稜高校
穴井 裕幸 宛
メールアドレス : anai@hkr.nomata.ac.jp

【 北海道協会 】
〒056-0144 北海道日高郡新ひだか町静内田原 797 番地 静内農業高校
北海道ハンドボール協会 事務局 大平 敦史 宛
メールアドレス : tryhandball17@yahoo.co.jp
- 14 締め切り 令和6年7月16日(火) *振込も完了してください
- 15 抽選 令和6年7月17日(水) *道協会による代表抽選
- 16 大会日程 令和6年8月16日(金)
10:30~ 審判会議 (函館アリーナ 会議室)
11:30~ 代表者会議 (同 上)
*終了後、開会式
13:30~ 競技開始 (函館アリーナ メインアリーナ)
令和6年8月17日(土)
9:30~ 競技開始 (同 上)
令和6年8月18日(日)
9:30~ 競技開始 (同 上)
*閉会式は行いませんが、各種別の決勝終了時に賞状・優勝杯伝達をコ
ートで行います。
*参加チーム数により、競技の開始時間・終了時間が変更される場合が
あります。
- 17 本大会への
出場権 (1) 本予選会の優勝チームには国体本大会への出場権を与える。
(2) なんらかの事由により本予選会が実施できなくなった場合、本大
会への出場権は次の方法により決定する。
①各種別とも今年度開催された、全道規模の直近の大会において、
最上位の成績を収めたチームが属する支部に出場権を与える。
②今年度、全道規模での大会が行われていない場合は、参加申込を
行ったチームの中から抽選で本大会出場チームを決定する。
- 18 その他 (1) 申込後の役員、選手及び選手番号の変更は認めない。ただし、怪

我・病気等やむを得ない事情の場合は、医師の診断書と交代（変更）届けを代表者会議前までに競技委員長に提出すること。この手続きの上、変更を認めることもある。

- (2) 各チームの代表者は、代表者会議に必ず出席すること。代表者会議の出席者は、大会参加申し込みをしているチーム役員及び選手であること。代表者会議に無断で欠席した場合は、大会不参加とする。
- (3) 開会式を代表者会議の終了後に行います。前年度優勝チームは優勝杯を持参ください。
- (4) ベンチに入るチーム役員の服装には品位を保つこと。登録証は、試合前に審判に提出すること。（登録証のない場合は、試合に出場できない）
- (5) ユニホームは、1番からの連番とし、同色でないものを2着以上用意すること。番号は地色やデザインとはっきり区別できるものでなければならない。
- (6) 競技中の傷害に対する応急処置は主催者で行うが、それ以外の責任は負わない。
- (7) オフィシャル、得点及びモップは主管協会で行う。
- (8) 両面テープのみ使用を許可する。
- (9) チーム責任者は、競技中も自チームを指揮し管理する責任を持つこと。

* 別記1 【国民体育大会ふるさと選手制度(第76回大会以降)】

1. 成年種別に出場する選手は、開催基準要項細則第3項〔本則第8条第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - ア 居住地を示す現住所
 - イ 勤務地
 - ウ ふるさと
2. 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。
3. 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有するもの及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
4. 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
5. 「ふるさと」から参加する選手は、開催基準要項細則第3項—(1)—1)—③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
6. ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
7. 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。
※北海道予選会に「ふるさと選手」として参加するものは、道予選会参加申込期日までに提出すること。